

2018  
教職員が実感できる多忙化防止計画

平成30年3月

秋田県教育委員会

## 目 次

	ページ
1 多忙化防止計画策定の趣旨 . . . . .	1
2 多忙化の現状と要因 . . . . .	4
3 これまでの多忙化防止への取組 . . . . .	5
4 2018多忙化防止計画の基本的考え方 . . . . .	8
5 多忙化防止の対策について . . . . .	10
6 各主体の役割 . . . . . (県教育委員会、市町村教育委員会、学校)	17

## 1 多忙化防止計画策定の趣旨

- 学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化する中で、教職員の長時間労働が常態化しており、働き方改革が社会問題化しております。
- 教員の多忙化の防止については、秋田県教育委員会として、平成20年に「教員が実感できる多忙化防止対策」を策定し、またその検証を踏まえて平成22年には「2010教職員が実感できる多忙化防止対策」を策定し、各学校と連携して各種対策を講じてきています。

しかし、教職員の勤務時間の縮減、勤務環境の改善は、十分に進んでいるとはいえない状況にあります。
- 学校では「子どもたちのためになる」という理由で教員の役割が広がっていく風土があります。

確かに様々な取組に時間をかけて行うことで成果があがり、働きがい、やりがいを感じながら働いていることもあります。しかし、「時間をかけただけの成果があがるのか」、「より優先すべき課題に対応できているのか」など、取組を検証することが大切です。

子どもたちに魅力ある授業を行うためには、教職員自身が心身ともに健康でなくてはなりません。職業生活を含めて豊かな人生を送るためには、今一度、自分たちの「働き方」を振り返り、「自分が好きなことに使える時間」を少しでも増やすことにより、心身の健康を保持していくことが必要です。
- また、学校で抱える教育課題は増大していますが、教職員がこれらの課題に真剣に取り組み、よりよい教育につなげるための働きをすればするほど、現在でさえ常態化している長時間労働に拍車をかけることになってしまいます。

長時間勤務が常態化すると、教職員が生き生きとして児童生徒にかかわることが難しくなり、質の高い教育ができにくくなるのが心配されます。

また、教員の大量退職期を迎える中、現在のような勤務実態を敬遠して、教職を敬遠する人や家庭事情等から離職する人が出るなど、人材不足が懸念されています。
- 多忙化を防止し、教員が健康で情熱と誇りをもって、授業を始めとした学校教育活動を通して子どもたちの成長を、保護者、地域の方々とともに喜び合うことを実現することは喫緊の課題です。

- これまで取り組んできた多忙化防止の取組を今一度見直し、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれが、主体的に多忙化防止に向けて取り組むための計画を「2018教職員が実感できる多忙化防止計画」として策定しました。
  
- そして、学校や教育委員会はもちろんのこと、家庭、地域などを含めた社会全体が、学校における働き方改革の必要性を理解し、それぞれの立場で課題意識を持ち、それぞれができることを行動につなげていくことが大切です。  
「働き方改革」が議論となっている今を契機に、これまで慣習的に行ってきたものや常識を見直し、思い切って廃止することも必要となります。
  
- 新たな多忙化防止の取組を確実に実施することで、教職員が子ども一人一人と向き合う時間を今まで以上に確保し、充実した教育活動が推進されるとともに、教職員の負担軽減、ひいてはワーク・ライフ・バランスが充実することを目指します。

## ★目指すべき姿

- 子どもたちと向き合う時間の確保と充実した教育活動の推進
- 教職員の負担軽減とワーク・ライフ・バランスの充実

## ★目標

### 【全校種共通】

- 時間外勤務（休日労働を含む。）は、月45時間以内とする。
- 長期休業中に、学校閉庁日を3日以上設定する。
- 最終退校時刻を、平成32年度までに、遅くとも20時とする。  
なお、小学校にあつては、遅くとも19時とする。

### 【県立学校】

- 月当たりの時間外勤務時間数を、平成32年度までに、一学校当たり25%削減する。

### 【中学校】

- 運動部活動のガイドライン
  - ・休養日は、平日1日、土日1日以上とする。
  - ・学期中の活動時間は、平日で2時間程度、土日は3時間程度とする。
- 文化部活動についても、運動部活動に準じて休養日を設ける。

※小中学校については、市町村教育委員会へ働き掛けていきます。

※高等学校の部活動については、引き続き検討し、別途通知します。

(注1) 表に記載の時間外勤務時間数の削減目標は、平成28年度の教職員勤務実態調査を基礎としたものであり、平成32年度までに達成する目標として記載しています。

(注2) 目標の詳細については、P10以降に記載しています。

## 2 多忙化の現状と要因

本県の教職員の勤務実態については、これまで3年に1度の間隔で調査を実施してきました。小中学校と県立学校では調査の手法、調査項目等で相違があることから、同一に比較できないものもあります。

### (1) 小・中学校

平成28年度に県教育委員会が実施した、教職員の多忙化に係る状況調査において、次のような結果が明らかになりました。

#### ●時間外勤務時間（日当たり）

- ・ 1時間～2時間が37.5%、2時間～3時間が33.7%となっており、1時間～3時間で全体の約7割を占めています。
- ・ また3時間以上の割合は12.0%でした。

#### ●最終退校時刻の平均

小学校で19時32分、中学校では、20時33分でした。

#### ●時間外勤務の要因

小学校、中学校における要因は次のとおりでした。

多忙化の要因上位3項目は、前回の平成25年度調査と同じであり、この要因の解消に注力することが必要です。

	小学校		中学校	
	H28	H25	H28	H25
1	調査・報告	調査・報告	部活動	部活動
2	分掌事務	諸行事	調査・報告	調査・報告
3	諸行事	分掌事務	分掌事務	分掌事務
4	成績処理	会議・打ち合わせ	諸行事	生徒指導関係
5	保護者対応	保護者対応	生徒指導関係	諸行事

### (2) 県立学校

平成28年度に県教育委員会が実施した、教職員の超過勤務時間調査において、次のような結果が明らかになりました。

#### ●平均時間外勤務時間（月当たり）

- ・ 高等学校では57.4時間、特別支援学校は14.3時間でした。
- ・ また、月当たり80時間以上の割合は26.0%でした。

### ●時間外勤務の要因

高等学校、特別支援学校における要因は次のとおり、平成25年度の調査と全く同じ結果でした。

	高等学校		特別支援学校	
	H28	H25	H28	H25
1	部活動	部活動	分掌事務	分掌事務
2	分掌事務	分掌事務	書類作成	書類作成
3	授業準備	授業準備	授業準備	授業準備
4	生徒対応	生徒対応	行事準備	行事準備
5	書類作成	書類作成	各種会議	各種会議

## 3 これまでの多忙化防止への取組

### (1) 県教育委員会の取組の検証

- 「2010教職員が実感できる多忙化防止対策」（平成22年10月策定）において、県教育委員会が取り組むものと、学校に働き掛けるものを設定して、それぞれ対策を進めてきました。
- 県教育委員会が取り組むものは、大きく4つのカテゴリーで整理（「Ⅰ 事業等の見直し」、「Ⅱ 会議・研修等の見直し」、「Ⅲ 調査物等の項目削減・廃止等」、「Ⅳ その他」）して対策を実行してきましたが、その結果は次のとおりでした。

#### I 事業等の見直し

- ・ 県立高校には平成16年度から就職支援員を、特別支援学校には平成27年度から職場開拓員を配置して生徒の就職先の開拓、就職相談、ハローワークとの連絡調整等に当たるなど、生徒の進路指導担当の教職員の負担軽減に努めた。
- ・ 小中学校では、少人数学級の全学年への拡大を段階的に推進し、平成28年度で小学校1年生から中学校3年生までの全学年で35人程度学級を達成した。そのために必要となる臨時講師、非常勤講師を配置して、正規の教職員の負担軽減に努めた。
- ・ 義務教育課の事業は、教職員と連携して生徒指導に当たる専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）や補助スタッフ（学校アシスタント等）を配置する人的にサポートする事業が多いことから、今

後も学校現場のニーズに応え、教職員の負担軽減につながるよう、より良い運用を図っていく。

## II 会議・研修等の見直し

- ・ 教職員の研修は、社会の変化に対応してこれまで何度も研修体系を改訂してきており、平成23年度の改訂を最後に現在に至っている。その間、研修内容については見直し・充実を図ってきたが、量的な見直し（回数・実施主体間の重複調整等）は十分には進まなかった。

## III 調査物等の項目削減・廃止等

- ・ 課題としていた「報告の電子化への取組」は、高等学校への1人1台パソコンの整備や、市町村におけるパソコン環境の充実により概ね達成できている。
- ・ 高等学校については、本県高校教育の課題に関する事業量の拡大に伴い、学校への事業報告書の提出、調査物の照会や、平成25年度施行の「いじめ防止対策推進法」以降、いじめに関する照会・報告物が増えており、結果として削減にはなっていない。（キャリア教育推進事業、英語力向上のための事業の拡大等）

## IV その他

- ・ 中学校の運動部活動休養日については、三者合意（県中学校体育連盟・県中学校長会・県教職員組合）に基づき、平成25年度から週1日以上（第一・第三日曜日）の休養日設定を実施している。平日の休養日は概ね遵守されているものの、大会や練習試合をどうしても土日に計画しなくてはならない事情があり、完全に遵守しているとはいえない状況にある。
- ・ 高等学校においては、週1日の休養日はほぼ設定、遵守されている。（平成28年度高校教育課調査では全日制課程で93.6%が設定。）

### **（2）取組が不十分であった要因**

取組が十分に実行されなかった、又は効果が十分に現れなかった原因としては次のようなことが考えられます。

- ・ 対策の実施に当たって、達成目標、達成期限の設定が曖昧であったこと。
- ・ 対策の進捗状況について、定期的な進行管理が十分でなかったこと。
- ・ 各取組主体間の連携、情報交換が不足していたこと。  
（県教育委員会、市町村教育委員会、学校、スポーツ団体、関係諸団体等）
- ・ 調査・報告物については、回答する学校現場の実態把握が十分でなく、学校の省力化に結びつかなかったこと。（類似調査や報告の依頼が別々の課室から別々の時期に依頼される等）

- ・部活動休養日については、土日の休養日遵守について、全国、東北及び県などの大会主催団体との十分な調整が図られなかったこと。

### (3) 今後の取組の方向性

取組が不十分であったものについてはその要因を分析し、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、関係団体等がこれまで以上に情報交換を密にし、学校現場のニーズを把握した上で対策を実行していきます。

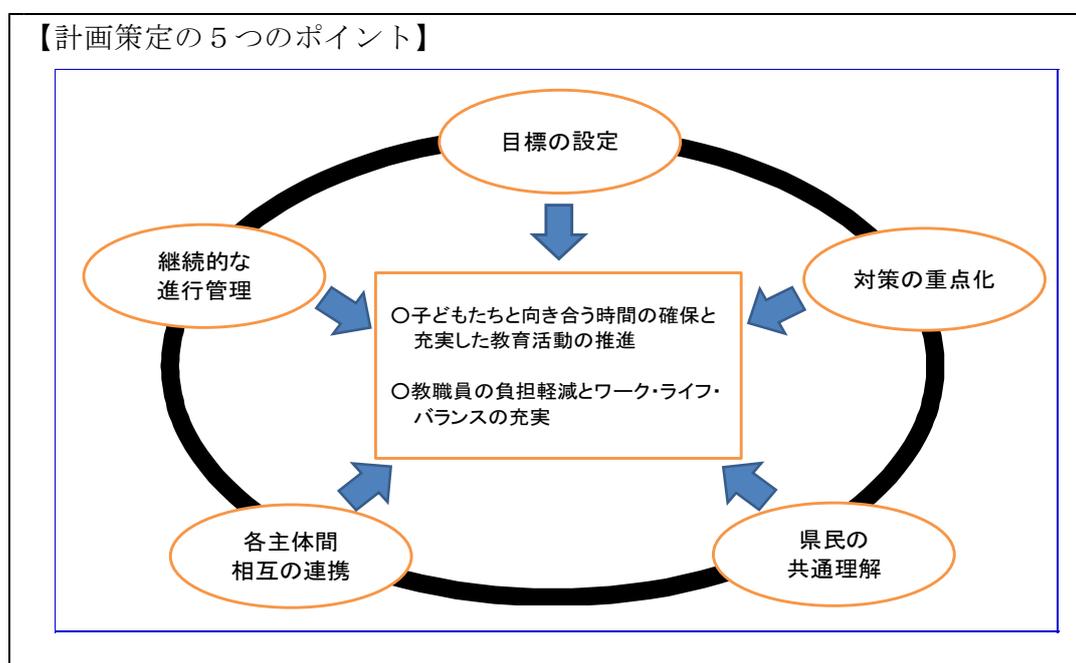
区分	今後の対応（県教育委員会分）
事業等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国学力・学習状況調査、県の学習状況調査等における学力向上支援 web 内の集計支援ツールの利用マニュアルの簡便化（義務）</li> <li>・学校ネットワークシステムの構築、校務支援システム（指導要録の電子化）による校内の各種情報の共有化や教職員の事務処理の効率化等（高校）</li> <li>・指導主事による学校訪問の頻度、時期、学校の対応の在り方の検討（義務、高校、特支、教育事務所）</li> </ul>
会議・研修等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育センター、教育事務所及び校内研修の内容精査と重複実施等の解消（総務課、教育センター、教育事務所）</li> <li>・長期休業中に開催される会議、研修の削減の検討（義務、高校、特支）</li> <li>・初任者研修の弾力的運用の検討（総務、義務、高校、特支、教育センター）</li> </ul>
調査物等の項目削減・廃止等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の頻度（毎年又は隔年）、時期、様式、対象者（悉皆又は抽出）、設問項目の削減、調査依頼時の工夫（過年度提出データを添付して調査票を送付等）、重複・類似調査の整理（総務、義務、高校、特支、保体）</li> </ul>
喫緊の課題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導の負担軽減：部活動の休養日や活動時間の設定、運動部活動ガイドラインの周知・徹底（保体）</li> <li>・学校事務職員の職務の見直しと学校運営への積極的な参画</li> <li>・専門スタッフ、外部人材の活用（総務、義務、高校、特支、保体）</li> </ul>
県民の共通理解の醸成	<p>教職員の多忙化防止に関する県民、保護者、地域住民への説明と理解・協力（総務、義務、高校、特支、保体）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多忙化防止対策の公表</li> <li>・教育委員会から各家庭へのお知らせ</li> <li>・学校運営協議会、PTA等を活用した保護者、地域住民への説明等</li> </ul>

※表中の記載

総務：総務課、 義務：義務教育課、 高校：高校教育課、  
特支：特別支援教育課、 保体：保健体育課、  
教育事務所：教育事務所、 総合教育センター：教育センター

#### 4 2018多忙化防止計画の基本的考え方

計画が、真に教職員の多忙化防止につながり、実効あるものとなるよう、計画策定に当たっては、次の5つのポイントを重視しました。



##### (1) 目標の設定

- 目的達成のために目標があり、目標達成のために対策があります。  
対策を実効あるものにするためには、到達すべき目標を、より明確に、より具体的に設定することが重要です。
- 目標を構成する3つの要素を意識した対策を立て、実行します。

##### ★目標の3要素

- ・何を（目標とする項目）
- ・いつまでに（達成すべき期限）
- ・どの程度（到達すべき水準）

## (2) 継続的な進行管理

- 設定した目標に向かって対策が確実に実施されるためには、定期的に進捗状況を確認し、検証、見直し、実行というPDCAサイクルを回し続けることが重要です。
- 県教育委員会、市町村教育委員会、教育事務所、学校それぞれが進行管理することはもちろん、相互に情報共有し、また多忙化防止に関わる関係者間での協議も行いながら進めていきます。

## (3) 対策の重点化

- 働き方改革、多忙化防止のために取り得る対策は多岐にわたりますが、その全ての対策にまんべんなく力を注ぐことは、時間、予算、マンパワー等の制約条件もあることから困難といえます。
- むしろ、多忙化の大きな要因となっている項目に焦点を当て、有効となる対策を立て、重点的かつ集中的に取り組むことの方が、機能的で、より効果が期待できると考えます。
- 本計画では次の4つを重点項目とし、注力して取り組みます。

### ★4つの重点項目

- ① 時間管理・時間意識の徹底（全校種共通）
- ② 業務改善への取組（全校種共通）
- ③ 部活動指導の負担軽減（中学校・高等学校）
- ④ 事務機能の強化や外部人材の活用（全校種共通）

## (4) 各主体間相互の連携

- 多忙化防止を推進するためには、本計画の「基本的考え方」、「目標」、「取組内容」を、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、スポーツ団体等の各主体が共有し、ベクトルを合わせて目標に向かうという連帯感と、各主体間の連携が重要です。
- 特に、小中学校における多忙化防止のための対策の実行に当たっては、県教育委員会（教育事務所を含む。）と市町村教育委員会が、十分連携を図りながら進めていくことが必要不可欠です。

県内25の市町村教育委員会は、それぞれ立地環境、教育方針、対象とする個々の児童生徒も異なりますが、児童生徒に向き合う真摯な姿勢や、児童生徒の成長を願う心、多忙化防止への想いは全県一つです。

全県の教職員一人一人が多忙化防止により、健康で明るい生活を送ることができるよう、県と市町村教育委員会の情報交換、連携は一層推進していきます。

## (5) 県民の共通理解の醸成

- 学校の多忙化防止には、県教育委員会、市町村教育委員会、学校、スポーツ団体等が取り組むのはもちろんですが、県民、地域、保護者からの理解と協力が必要不可欠です。
- 学校を取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、その教育力を高めるためには、学校の組織力や教職員の指導力を充実させていくことが不可欠ですが、外部の専門家や校内の専門スタッフ、そして地域の方々の力も借りながら、課題の達成に向けて取り組むことが求められます。
- 学校には、様々な団体等から多くの要請があります。その期待に応えたいという気持ちは共通していますが、教職員や子どもの負担も含め、十分には応えられない場合があるということも、県民の皆様を理解していただくことも必要になります。
- 教職員の多忙化の状況、多忙化防止の具体的な内容については、直接説明する機会を創出したり、パンフレット等を保護者、地域の方々へ配布する等、各種広報を通じて情報発信していきます。

## 5 多忙化防止の対策について

### (1) 目標の設定

- 多忙化防止のさまざまな対策は、時間外勤務時間の短縮という形に現れて初めて効果があったといえます。短縮に関する具体的な数値目標を設定し、県、市町村、学校、教職員一人一人の取組に対する意欲を喚起します。
- また、時間外勤務の上限については労働基準法等関係法令を遵守し、教職員の健康の確保に努めます。

#### ①時間外勤務の上限

##### 【目標】

時間外勤務（休日労働を含む。）は、月45時間以内とする。

- ★ 労働基準法では時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む。）、複数月平均80時間（休日労働含む。）を限度に設定できるとされていますが、県ではさまざまな多忙化防止の対策を推進することで、月平均80時間を超える職員0（ゼロ）を目指します。

## ②時間外勤務の削減目標

### 【目標】（県立学校）

月当たりの時間外勤務時間数を、平成32年度までに、一学校当たり25%削減する。

（H30：10%減 → H31：20%減 → H32：25%減）

（参考）平均時間外勤務時間数（H28教職員勤務実態調査）

H28 高校：57.4時間/月、特支：14.3時間/月

↓

目標 H32 高校：43.1時間/月、特支：10.7時間/月

※小中学校については、各市町村教育委員会が管下学校の教職員の勤務時間を適切に把握した上で、時間外勤務時間数の削減目標を設定する。

### 【目標】

最終退校時刻を、平成32年度までに、遅くとも20時とする。  
なお、小学校にあつては、遅くとも19時とする。

※1：小学校の最終退校時刻の平均は、平成28年度教職員勤務実態調査において既に20時を下回る19時32分となっていることから、より一層の短縮を図るため19時に設定する。

※2：学校の事情により、さらに早めることは可能。

（H30：10分短縮 → H31：20分短縮 → H32：30分短縮）

（参考）最終退校時刻の平均（H28教職員勤務実態調査）

H28 小学校：19時32分、中学校：20時33分

↓

目標 H32 小学校：19時00分、中学校：20時00分

## （2）計画期間

平成30年度～平成32年度（3年間）

なお、3年間の取組状況を検証した上で、取組内容の見直し、改善を図り、その後の計画に反映させていきます。

### (3) 対策の重点化 ～4つの重点項目の設定～

#### 重点項目① 時間管理・時間意識の徹底（全校種共通）

「時間は有限。限られた時間の中でどのように仕事をするか」という時間に対する意識の向上、習慣化に努め、無制限無定量の勤務を改め、業務を効率的・効果的に遂行できるよう取組みます。

#### [取組内容]

- 勤務時間管理の徹底と適正な勤務時間の設定
  - ・ 労働基準法においては、使用者は労働時間を適正に把握するなど、労働時間を適切に管理する責務を有しています。職員の出勤、退勤時間を把握する勤務時間管理簿はそのためのツールであることを管理職は理解した上で、教職員一人一人の出勤、退勤時間を正確に把握することが重要です。
  - ・ また管理職は、把握した個々の職員の勤務時間を基に、学校全体として、業務の廃止、削減等の見直しや、職員間での業務の平準化、個々の職員への助言を行い勤務時間の短縮に結びつけます。平成32年度までには、月当たりの時間外勤務時間数が80時間を超える教職員の割合を、全校種で0（ゼロ）にするよう取組みます。
  - ・ 時間を管理することは一朝一夕にはいきませんが習慣づけることが大切です。学校全体で時間管理を習慣化することで、教職員一人一人の時間に対する意識の向上につなげます。
  - ・ 県立学校については、各学校の勤務時間等の実態を主管課へ毎月報告し、内容分析、各学校への指導・助言に役立てます。
  - ・ 小中学校については、学校における勤務時間の実態把握と市町村教育委員会への報告や、報告を受けた市町村教育委員会の学校への指導・助言を働き掛けていきます。
  
- 学校の最終退校時刻の設定
  - ・ 退校時刻を意識した仕事の進め方や優先順位を付けた効率化など、時間に対する意識を高めるとともに、必要な業務終了後は速やかに退校することを習慣化します。
  - ・ 県立学校については、原則として、最終退校時刻を設定します。  
平成28年度高校教育課調査では、37%の高校（全日制、定時制、通信制の全課程）が最終退校時刻を設定し、そのうち80%の高校が概ね最終退校時刻を遵守しています。

- ・ 小中学校については、最終退校時刻の設定を市町村教育委員会へ働き掛けていきます。
- 長期休業中の学校閉庁日の設定
- ・ 長期休業中に3日以上の学校閉庁日を設定します。
  - ・ 県立学校については平成30年度から実施します。
  - ・ 小中学校については閉庁日の実施を、市町村教育委員会へ働き掛けていきます。
- ノー残業デーの設定
- 心身ともに健康な生活を送るためには、休養と気分転換が必要です。  
意識的に、週間、月間、年間でメリハリを付けて仕事することを習慣化し、時間を有効に活用するよう意識の向上を図ります。(部活動休養日と合わせてノー残業デーを設定するなどの休みやすい環境の整備等)
- 留守番電話の設置等による連絡対応の体制整備
- ・ 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせに効率的に対応し、かつ教職員の心理的負担感の軽減や、集中して業務に当たる環境が作られるよう、学校の留守番電話等の設置を推進します。
  - ・ 小中学校については、市町村教育委員会に対して推進を働き掛けます。
- メンタルヘルス対策の実施
- ・ 県立学校については、労働安全衛生法に基づき教職員の適正な勤務と健康を確保するよう、ストレスチェックや管理職による面談、各種健康相談事業を実施し、教職員の心と体の健康増進に努めます。
  - ・ 小中学校については、実施主体である市町村教育委員会に対し実施を働き掛けます。

## 重点項目② 業務改善への取組（全校種共通）

業務改善の第一歩は、業務の全体像を把握することから始まります。  
個人で、所属の職員全員で、今一度業務の棚卸しをしましょう。  
そして、これまで行ってきた慣習、習慣を疑い、業務の取捨選択、優先順位付け、見える化等により仕事を進めましょう。

〔取組内容〕

- 会議・研修の見直し
  - ・ 会議資料の事前配布の徹底、会議開始時刻・終了時刻の設定と遵守、タイムキーパーの設定、会議参加メンバーの厳選、次回会議開催日時・議題の予告、主催者による議事要旨の事後配布、復命の簡素化、校内 LAN の活用による会議開催の削減 等
  - ・ 県教育委員会、市町村教育委員会、教育事務所がそれぞれ主催している会議・研修の整理、調整
  
- 全州市町村教育長・委員長会議等の開催

県内 25 市町村が教職員の多忙化に関する危機感、防止対策の重要性を共通に理解することが重要です。そうした共通理解の機会を創出し、他管内での取組事例の発表、意見交換、情報共有を通して、各市町村教育委員会及び学校の取組に活かし、業務改善を図ります。
  
- 全県の優良取組事例の収集と情報共有
  - ・ 各学校における業務改善の優良事例を、市町村教育委員会、教育事務所、県教育委員会で各々拾い上げ、校長会等を通じて全県へ発信、情報共有し、自校の取組に活かしていきます。
  - ・ 教職員の業務補助を目的として小学校に配置されるスクール・サポート・スタッフの勤務状況や配置に伴う教職員の負担軽減状況を調査し、その結果を全県へ情報発信していきます。
  
- 学校マネジメントの強化
  - ・ 学校における業務改善には管理職のマネジメント能力の向上が必要不可欠であることから、時間管理、健康安全管理などの要素を盛り込んだ研修により、管理職のマネジメント力を強化します。
  - ・ 校長等管理職を対象に、異業種の業務改善も参考としたマネジメント力強化研修を行い、学校での業務改善の取組に活かします。

**重点項目③ 部活動指導の負担軽減（中学校）**

中学校で時間外勤務の大きな要因となっている部活動について、適正な休養日、活動時間の設定等を行うとともに、外部人材の活用を図りながら、生徒の健康保持と部活動指導に当たる教職員の負担軽減を図ります。

※高等学校における部活動については、引き続き検討し、別途通知します。

〔取組内容〕

○ 休養日の設定と徹底

運動部活動の在り方に関するスポーツ庁策定のガイドライン及び県が策定する運動部活動の在り方に関する方針（以下「県運動部活動方針」という。）の周知を図り、市町村教育委員会が定める運動部活動の方針及び学校が定める活動方針の遵守を働き掛けます。

スポーツ庁策定のガイドライン

- ・ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設けます。  
（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とします。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。）
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行います。

○ 部活動時間の設定と徹底

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とします。

○ 県作成の運動部活動指導の手引きの改訂と周知

- ・ 県運動部活動方針の策定に併せて、学校における部活動の意義、健康安全教育、活動時間・休養日の設定と遵守、保護者等との関係の構築等について解説した運動部活動指導の手引きを改訂し、市町村、学校、スポーツ団体等への周知、徹底を図ります。
- ・ 運動部活動指導者に対して、運動部活動指導の手引きを活用して研修会等を開催し、適切な運動部活動の実施を推進します。

○ スポーツ関係団体との協議

県中学校体育連盟、県高等学校体育連盟等と継続して協議を持ち、生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減のため、国のガイドライン及び県運動部活動方針の遵守を働き掛けます。

○ 部活動指導員配置の検討

中学校における部活動指導員の配置について、県、市町村の財源確保、人材確保、市町村教育委員会の意向等も確認しながら検討を進めます。

○ 保護者・地域に対する部活動負担軽減の協力依頼

生徒の健康保持、部活動指導顧問の負担軽減について理解が得られるよう、休養日や活動時間の遵守について、保護者、地域住民、外部指導者等へ説明し、理解を求めていきます。

- 運動部以外の部活動  
運動部以外の部活動についても、運動部に準じた対策を進めることで指導の負担軽減を図ります。

#### 重点項目④ 事務機能の強化や外部人材等の活用（全校種共通）

教職員の負担軽減を図るためには、事務職員の活用による事務機能の強化や、様々な校外から多くの方々の人的サポートを得ることが重要です。今後も、県教育委員会、市町村教育委員会、学校それぞれの立場で、事務機能の強化や外部人材の活用を図っていきます。

##### 〔取組内容〕

- 共同実施の機能強化（小学校・中学校）  
教職員の負担軽減のためには、共同実施の機能強化による事務の効率化や事務職員が学校運営に積極的に参画することが有効であることから、その方策について検討します。
- 専門スタッフの活用（全校種共通）  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する外部人材を活用し、教職員との役割分担と連携の中で、教職員の負担軽減を図っていきます。
- スクール・サポート・スタッフの配置（小学校）  
小学校教員は授業時数が多く、空き時間が少ないため、授業準備、事務処理等で多忙を強いられることから、スクール・サポート・スタッフを配置することで、教員の有効的な時間の活用と負担軽減を図ります。
- 学校アシスタントの配置（小学校）  
小学校1年生が上手に学校生活へ適応していけるよう、また望ましい学習集団の形成を図ることができるよう、学級担任をアシストする職員を配置します。

## 6 各主体の役割（県教育委員会、市町村教育委員会、学校）

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」（平成30年2月9日付け29文科初第1437号文部科学事務次官通知）に沿って、県教育委員会、市町村教育委員会、学校はそれぞれ次の役割を担い、主体間相互の連携と、関係諸団体との連携を図りながら多忙化防止を図っていきます。

### （1）県教育委員会

#### ① 計画の進行管理

策定した県の多忙化防止計画を着実に推進するよう、計画の進行管理をする事務局体制を整備し、計画の進捗状況を定期的に確認、検証し、ホームページ等で公表する。

#### ② 県立学校への指導・支援

県の計画をもとに、各学校は個々に「業務改善計画」を作成して計画推進に努める。県は各学校の進捗状況を把握するとともに、業務改善計画が着実に実施されるよう必要な助言指導を行う。

#### ③ 市町村教育委員会に対する協力依頼・支援・働き掛け

教職員の多忙化防止が図られるよう次の項目について依頼し、連携を図る。

- ・市町村教育委員会に対する「業務改善計画」の作成とそのフォローアップを依頼。
- ・各学校の勤務実態に関する市町村教育委員会への報告と指導を依頼。
- ・各学校における業務改善優良事例の県教育委員会への情報提供を依頼。
- ・市町村教育委員会が主体となっていく会議・研修の精選、調査・照会物の精選について依頼。

#### ④ 会議・研修の精選

県教育委員会主催の会議、研修について、開催の見直しや実施する場合の効率的な運営等について見直しを行う。

#### ⑤ 調査・照会物等の精選

県教育委員会所管の調査・照会物等に関する棚卸し作業を行い、学校現場の負担が減となるよう、廃止・削減の見直しを行っていく。また、市町村が実施している調査・照会物に対しても精選の依頼を行う。

⑥ 関係団体との協議・働き掛け

本計画の推進に当たっては、関係諸団体との連携が必要不可欠であることから、県立学校、小中学校それぞれの多忙化に関する協議会との継続的な意見交換を行うほか、中体連、高体連、高野連等の各スポーツ団体との協議を行う。

⑦ 全県への情報発信

各学校、市町村教育委員会等が行う多忙化防止の取組の中で、他の学校、市町村教育委員会で活用できる優良事例について、校長会や市町村教育委員会教育長会議等の場で情報提供し、全県で共有、活用できるようにする。

⑧ 管理職のマネジメント力の強化・向上

管理職を対象とした研修の開催や、学校訪問時の管理職へのヒアリング、助言指導を通じてマネジメント力の強化、向上を図る。(小中学校については市町村教育委員会と連携して行う。)

⑨ 県民の多忙化に関する共通理解の促進

教職員の多忙化に関する現状や対策について説明し、理解を得られるよう情報発信に努める。

⑩ 長期休業中の学校閉庁日の設定

県立学校について3日以上の設定の徹底を指導するとともに、小中学校での設定についても市町村教育委員会へ働き掛ける。

⑪ 最終退校時刻の設定

最終退校時刻を設定することで、退校時刻を意識した仕事の進め方、時間管理意識の向上を図る。小中学校での設定についても市町村教育委員会へ働き掛ける。

⑫ ノー残業デーの設定

メリハリを付けた仕事により休息を確保し、業務の効率化が図られるよう、各学校におけるノー残業デーの設定・定着を推進する。

⑬ 部活動指導の負担軽減

県運動部活動方針の、県立学校、市町村教育委員会、小中学校、スポーツ団体等への周知と徹底を図る。

## (2) 市町村教育委員会

- ① 業務改善方針・計画の策定とそのフォローアップ  
県の計画も参考としながら、各市町村ごとに多忙化防止のための「改善計画」を作成し、具体的な対策の実施、検証を行う。
- ② 所管する小中学校への指導・助言・支援  
各学校に対し、学校ごとの業務改善計画の作成を依頼するとともに、その計画進捗状況の把握等のフォローアップを行う。
- ③ 各学校の勤務実態の把握と管理
  - ・各学校が行う教職員の勤務時間の実態把握について報告させるとともに、必要な指導監督を行う。
  - ・勤務実態の把握に当たっては、勤務時間管理簿を管内統一の様式にするなど効率的な管理手法を検討する。
- ④ 会議・研修の精選、調査・照会物の精選  
県教育委員会とも調整を図りながら、類似した会議・研修・調査・照会物について見直しを図り、廃止、削減等を検討する。
- ⑤ 事務の機能強化や共同実施の検討  
学校事務について共同実施による事務の効率化や、事務職員が積極的に学校運営に関わることができるよう、職務の見直しも含めた方策を検討する。
- ⑥ 外部人材の活用  
県事業で配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用の他、各市町村の個別事情による外部人材の活用も図る。
- ⑦ 保護者・地域住民等への協力依頼  
学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、地域住民等へ広報する機会を創出するなど理解を得るよう努める。

## (3) 学校

- ① 改善計画の作成とそのフォローアップ  
県立学校にあつては県教育委員会の計画を参考に、小中学校にあつては市町村教育委員会の計画も参考に、各学校ごとに業務改善に関する計画を作成し、具体的な対策を計画的に行う。

② 管理職による教職員の勤務実態の把握

個々の教職員の勤務実態を正確に把握し、必要に応じて個別に面談・助言を行うとともに、県立学校にあつては本庁所管課へ、小中学校にあつては市町村教育委員会へ報告する。

③ 部活動休養日、活動時間の設定

県立学校にあつては県教育委員会が、小中学校にあつては市町村教育委員会が定める運動部活動の方針に沿って、適切に休養日、活動時間を設定し、遵守するよう取り組む。

④ 最終退校時刻の設定、ノー残業デーの設定

- ・学校、教職員一人一人が最終退校時刻を意識した仕事の進め方を習慣化し、時間を管理する意識の向上を図る。
- ・メリハリを付けた仕事により休息を確保し、業務の効率化が図られるようノー残業デーの定着を図る。

⑤ 保護者・地域住民等への協力依頼

学校が置かれている多忙化の状況や防止の取組状況を、PTA総会、学校運営協議会等の機会を活用して説明し、理解、協力を得るよう努める。

2018教職員が実感できる多忙化防止計画

平成30年3月 発行

発行 秋田県教育委員会

編集 秋田県教育庁総務課

TEL 018-860-5112

FAX 018-860-5851

ホームページアドレス

<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

(ホームページにもデータを掲載しています。)